平成２１年（フ）第１３６号
千葉県八街市八街に124番地152
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成21年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横溝　　昇
4　破産債権の届出期間　平成21年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日
⑴　平成21年８月26日午前10時
⑵　平成21年12月16日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１７４０号
広島市安佐北区深川６丁目11番18―104号
債務者　富松　春雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
4　破産債権の届出期間　平成21年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第３９４号
広島県福山市奈良津町３丁目10番28号
債務者　簗　　保実
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３４４号
広島県福山市神辺町大字川南1279番地10
債務者　栗木原浩二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２２６号
山形市南館５丁目６番31―６号
破産者　有限会社勝建工業
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８８号
三重県四日市市北条町２番３号
破産者　名古　良治
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市大通り４丁目２番10号
破産者　有限会社新日本経営出版
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２２号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井521番地１
破産者　佐藤　智子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２号
埼玉県草加市青柳７丁目19番４号
破産者　有限会社菊池製作所
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
埼玉県越谷市南越谷１丁目12番10号
破産者　有限会社パステルサービス
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
三重県津市阿漕町津興1134番地
破産者　井川　浩**幸**
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０号
広島県庄原市高野町新市689番地
破産者　加島　優子
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５号
新潟県佐渡市加茂歌代3139
破産者　春日　和則
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２０年（フ）第５９号
長野県諏訪市大字中洲246番地１
破産者　有限会社山五商事
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２５号
静岡県賀茂郡松崎町江奈262番地
破産者　有限会社ヒットスタジオ
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３４号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3749番地の２
破産者　株式会社中崎組
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１２４号
愛媛県松山市北斎院町13番地１
破産者　株式会社アーバンハウジング
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３００号
福岡市博多区吉塚２丁目８番29号、前住所熊本県菊池市出田2121番地176
破産者　菅野　泰明
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第８７３号
宮崎県延岡市石田町4446番地４
破産者　山田工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市出戸町字赤沼下道16番地２
破産者　小川　光一
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部